

令和5年 第9回

苓北町農業委員会総会会議録

## 令和5年第9回 苓北町農業委員会総会会議録

1. 開催日時 令和5年9月5日（火）  
午前9時30分から午前9時53分

2. 開催場所 苓北町役場2階庁議室

3. 出席者  
(農業委員)

2番 宮崎 志武

3番 田嶋 郁美

4番 福田 健治

5番 荒木 義孝

6番 瀬形 茂

7番 小野 三幸

4. 本日の欠席委員（1名） 1番 林田 道久

5. 議事日程

日程第1. 議事録署名委員及び総会書記の指名について

日程第2. 議案第39号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の見直し（案）に係る意見聴取について

日程第3. 議案第40号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第4. 議案第41号 農用地利用集積等促進計画（案）の認定について

日程第5. 議案第42号 非農地判断について

日程第6. その他事項

6. 総会書記（農業委員会事務局職員）

事務局長 松井徹也 局長補佐 川原大輔 主事 大津信太郎

7. 会議の概要

1. 開 会

開会 午前9時30分

事務局

定刻となりましたので、只今から令和5年第9回の農業委員会総会を開会致します。

まずは、小野会長からご挨拶をお願い致します。

小野会長

皆さん、おはようございます。

9月に入りましたが、まだまだ日中は厳しい暑さが続いております。朝晩は少し風が変わったなというのを肌で感じておりますが、本当に7月、8月と暑い日が続きまして、それに加えて、コロナ、熱中症と私たちの体は本当に悲鳴を上げているんじゃないかなという気がいたしておりますが、元気で秋を迎えたいと思っております。

東京電力の福島第一原発では処理水を海洋に放出をされておりますね。そのことで中国から常識の外れたような批判を受けておりますが、私がおのことに對して残念に思いましたのは、農林水産大臣が間違った発言をし謝罪をされておりましたけれど、汚染水という言葉が使われましたですね。本当ならば、国の最高機関のトップであられまので、もっと漁業者に寄り添って発言なさるべきだったのをですね。風評被害なんかもあっております。そういうのをカバーしていただけるのが本当の意味の頼りになるトップだと思いますけど、そういう言葉が使われたということは本当に残念に思っております。危機感を持ってしっかりお勤めに励んでいただきたいと思いをいたしております。

昨日は、農業会議の主催で熊本県の女性会長の座談会があり、農業新聞の取材も入っておりまして、いろんなことについて話し合いをしてきましたけれど、抱負や、女性会長で困ったことなど聞かれますが、私は何もありませんと、私たちの農業委員は合わせて15名の所ですので、事務局と皆で力を合わせて苓北町の農地を守るために一生懸命頑張っておりますというようなことを言っていました。

それでは、さっそく議事に入ります。よろしくお願ひします。

事務局

ありがとうございました。

本日は、林田委員が欠席でございます。

出席委員は定足数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは、苓北町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めるとなっておりますので、以降の議事の進行は小野会長にお願いいたします。どうぞよろしくお願ひ致します。

議長

はい。それでは議事に入ります。日程第1の議事録署名委員及び総会書記の指名でございますが、私から指名させて頂いてご意義ございませんか。

(はい。の声あり)

それでは、5番の荒木委員さんと2番の宮崎委員さんをお願いを致します。

本日の会議書記には、農業委員会事務局の松井氏、川原氏、大津氏を指名致します。

議 長

それでは、議案第39号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の見直し(案)に係る意見聴取についてを議題と致します。

事務局に説明を求めます。

事務局

はい、2ページをお開きください。日程第2、議案第39号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の見直し(案)に係る意見聴取について、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の見直し(案)について、農業経営基盤強化促進法施行規則第2条の規定により意見を求められたので附議する。

令和5年9月5日 苓北町農業委員会 会長 小野三幸。

ここからは担当の大津がご説明致します。

別紙①をご覧ください。

まず、基本構想とは苓北町の農業の目指す方向、経営の規模、農地の利用に関する事など定農業者制度の基礎となる構想です。その基本構想を農業経営基盤強化促進法等の一部改正に伴い、変更しなければなりません。変更する場合、農業委員会に意見を聞かなければならいとなっておりますので、変更した点を説明いたします。

今回の変更では、大きく3点変更しました。

1つ目は17ページをお開きください。第3では農業を担う者の確保及び育成に関する事項を追加しております。主に、就農を希望する人の受け入れから定着にむけた取組について1～3まで記述しております。

2つ目は18ページをお開きください。ページ中段の第4の2では、農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項を追加しています。令和7年度から農地の貸し借りが農業公社という中間管理機構を経由した契約になることも含めて、公社を軸にした農用地の利用調整に取り組むことを記述しております。

3つ目は19ページをお開きください。第5の1では、変更点の2つ目で説明した農地の集積、集約に関する協議の場の設置方法などを記述しております。

その他の修正点としましては、名称の統一、文言の修正をしております。

変更点につきましては、赤字で示しておりますので、確認をお願いいたします。

説明につきましては、以上でございます。

議長

はい、ありがとうございました。

只今事務局からご説明をいただきましたが、この件につきまして、皆様方からのご意見がございましたら挙手をお願いします。ございませんか。

瀬形委員

はい。

議長

瀬形委員。

瀬形委員

質問というかお尋ねですが、1ページの2番目に目指すべき方向とあるんですけど、その中で年間農業所得が主たる従事者1人あたり300万円以上、年間労働時間が2,000時間程度となっておりますけど、例えばなんですけど、300万円以上稼ぐ人はおらずとですか。荅北町で。

事務局

経営者が主であれば1人、例えば奥さんなどが2,000時間いかないような場合は主たる従事者としませんので、1経営体あたり300万円とした場合、これぐらいあられる方は荅北町にはいらっしゃいます。

認定農家の農業経営改善計画の相談を受けているんですけど、上手く稼ぐ農業をされていらっしゃる方はそれなりに300万円以上上がっている方が中にはいらっしゃいます。

瀬形委員

かなりの規模を持っていないと難しいですよ。主たる従事者が3人となると900万円超えますので、おらすとかなと思って。

議長

やっぱり1年中何か作物を作って稼がないとなかなか難しいところがありますね。

事務局

この所得がですね、熊本県の方針では主たる従事者1人あたり400万円以上となっていて、そこを基準に市町村の所得の推計と県の平均所得の推計を割り戻し出したときにこの300万円という数字が出てきますので、それ以前は270万円程度だったんですけども、前回の見直しの時に300万円に上がっているということで、下げすぎると県の方からも指摘がありますので、目標ということになっています。

瀬形委員

わかりました。

議長

他にございませんか。

(ありません。の声あり)

ないようでございますので、この件につきましては原案どおり一部協議をしていただきまして承認したいと思います、賛成の方は挙手をお願い致します。

(全員賛成)

はい、ありがとうございます。

全員賛成でございますので、基本方針の変更については承認することに決定致します。

続きまして、議案第40号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題と致します。

事務局に説明を求めます。

事務局

はい、3ページをお開きください。日程第3、議案第40号 農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条の規定による許可申請を別紙のとおり受け付けたので附議する。

令和5年9月5日 苓北町農業委員会 会長 小野三幸。

4ページをお開きください。

整理番号1の案件について説明致します。

申請人は、議案記載のとおりです。

申請物件は、畑6筆 合計2,184㎡です。

場所については、6ページ、7ページに図示しておりますが、場所は、譲受人の自宅横、または自宅付近にある農地になります。

権利の種類は、贈与による所有権移転。申請理由は、後継者への贈与を行うためです。議案記載の審議の要点につきましては、許可要件の全てを満たしていると判断しております。以上でございます。

議長

はい、ありがとうございました。この件につきましては、私が現地を確認してまいりましたのでご説明します。

農地は適切に管理、耕作されており、別に問題となるようなことはなかったと確認してまいりました。

他にご意見のある方は、挙手をお願いします。

ございませんか。

(ありません。の声)

ないようでございますので、この件につきまして賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

はい、ありがとうございました。

全員賛成でございますので、議案第40号は原案どおり認定することに致します。

続きまして、日程第4、議案第41号 農用地利用集積等促進計画(案)の認定についてを議題と致します。

それでは、事務局に説明を求めます。

事務局

はい。8ページをお開きください。日程第4、議案第41号 農用地利用集積等促進計画(案)について、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき別紙のとおり苓北町農地利用集積等促進計画書を作成し、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項に基づき意見を求められたので附議する。

令和5年9月5日 苓北町農業委員会 会長 小野三幸。

9ページをお開きください。農用地利用集積計画総括表の左側が今回の分になります。

利用権設定の5年未満の再設定が6件ございます。

詳細は、田6筆 8, 170㎡です。明細は10ページ、11ページに記載しています。

利用権を設定する土地、利用権を設定する者、利用権の設定を受ける者、設定する利用権、期間につきましては、それぞれ議案記載のとおりです。

農用地の全てを効率的に利用して耕作等の事業を行うと認められること。また、農作業に常時従事すると認められることのほか、農地中間管理事業の推進に関する法律では、利用権の設定を受ける者などを総合的に農業委員の意見を聞くこととなっておりますので、皆様からのご意見があればお伺いしたいと思います。

なお、農用地の全てを効率的に利用して耕作等の事業を行うと認められること。また、農作業に常時従事すると認められることについては要件を満たしていると考えます。

議長

はい、ありがとうございました。この件につきましてご意見のある方は、挙手をお願いします。

ございませんか。

(ありません。の声あり)

ないようでございますので、この件につきまして賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

はい、ありがとうございました。

全員賛成でございますので、議案第41号は原案どおり認定することに致します。

続きまして、日程第5. 議案第42号 非農地判断についてを議題と致します。

それでは、事務局に説明を求めます。

事務局

はい。12ページをお開きください。日程第5. 議案第42号 非農地判断について、農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断について附議する。

令和5年9月5日 苓北町農業委員会 会長 小野三幸。

この判断は農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当するか否かの判断について審議していただくものです。

13ページをお開き下さい。志岐の農地5件について個人申請があったため、令和5年8月29日に小野会長と事務局職員で現地調査を行っております。調査の結果につきましては14ページに記載をしております。

位置図及び字図につきましては15ページから17ページに図示しております。場所は、それぞれ志岐中通の中山団地付近、及び中山団地から招魂場へ上る町道沿いにある農地になります。

議長

はい、ありがとうございました。この件につきましても、私が現地を確認してまいりましたのでご説明します。

皆さん山の中の畑などを見に行かれたときいつも感じられておられると思いますけど、要するにその現地まで入ることができないとかです。ね、再生して畑にということは100%不可能ということを実感されてると思いますけど、ここもまさにそういう状況でございました。

場所によっては、近づくこともできず、ドローンで撮影したという  
ような個所もあり、非農地とすることが適当であると確認してきました。

他にご意見のある方は、挙手をお願いします。

ございませんか。

(ありません。の声)

ないようでございますので、この件につきまして賛成の方の挙手を  
求めます。

(全員賛成)

はい、ありがとうございました。

全員賛成でございますので、議案第42号は原案どおり認定するこ  
とに致します。

議案につきましては以上でございますが、事務局から他にございま  
したらお願い致します。

事務局

事務局からその他事項がございます。

#### 1. 農業者年金の加入推進について

次回、令和5年第10回総会は、令和5年10月5日(木)午前9  
時30分から庁議室で開催する予定です。事務局からは以上です。

議長

はい、ありがとうございました。皆様から他に何かございましたら、  
挙手をお願い致します。

(ありません。の声あり)

ないようでございます。

農業委員会の議題は以上でございます。

以上をもちまして、令和5年第9回総会を閉会致します。

右は総会会議の顛末に相違ないことを証し署名する。

閉会 午前9時53分

会 長

署 名 委 員

署 名 委 員